

札幌市食の安全・安心に関する事業者向け意識調査票

「事業者向け意識調査」へのご協力をお願い
～あなたの声をまちづくりに～

日頃から、札幌市政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

札幌市では、事業者の皆さまのお考えやご要望を市政に反映させるために、「事業者向け意識調査」の名称で、事業者の方々にご回答をお願いする調査を実施いたします。

突然のお願いで恐縮ではございますが、趣旨をご理解いただき、ご回答くださいますようお願いいたします。

■調査依頼先の選び方

○札幌市で食品衛生法に基づく営業許可を取得している事業者から、無作為抽出法（くじびきのような方法）で選ばせていただくとともに、安全・安心な食のまち・さっぽろ推進事業等へご参加いただいている事業者を選ばせていただきました。

■調査票のご回答にあたって

○番号で回答する設問は、当てはまるものに○をつけてください。

○（かっこ）の中には具体的な内容をご記入ください。

○調査票は両面印刷となっています。忘れずに両面にご記入をお願いいたします。

○一部、回答の選択により、次にすすむ設問が異なる場合があります。設問中の指示にあわせて回答し、指示のないものには全てお答えください。

■調査票のご返信について

○ご記入いただいたアンケート調査票は、**平成30年8月●日（●）**までに、返信用封筒に入れて投函願います。（封筒は調査票に同封しており、切手は不要です。）

■お問い合わせ先

札幌市保健所 食の安全推進課 （担当：川西、大久保）

TEL：011-622-5170

E-mail：shoku-anzen@city.sapporo.jp

※調査票の回収・集計等は、札幌市の業務受託業者である**(株)アド・ビューロー岩泉**が実施するため、調査票の返送先は同社あてとしておりますのでご了承願います。

「安全・安心な食のまち・さっぽろ」を目指す取組に関すること

以下の質問は特定の指示があるもの以外、全ての方にかがいます。

札幌市では、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」を目指して以下のような条例・計画を策定して、総合的かつ計画的に各種事業を実施しています。

●札幌市安全・安心な食のまち推進条例

市民・事業者・札幌市の三者による連携・協働により「安全・安心な食のまち・さっぽろ」を目指すために策定した条例。

●安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画

「安全・安心な食のまち・さっぽろ」を目指して様々な取組を総合的かつ計画的に実施するために作成した計画。

計画年度は平成 27 年度～31 年度の 5 年間。

●食品等の自主回収報告制度

条例に基づき、平成 25 年 10 月 1 日より開始。札幌市内の食品関係の事業者が、自主的に食品等の回収に着手した際、札幌市に報告していただく制度。



問 1 平成 25 年 4 月 1 日に施行された「札幌市安全・安心な食のまち推進条例」をご存じですか。(○は 1 つだけ)

- 1 知っている
- 2 聞いたことはあるが、詳しい内容はわからない
- 3 知らない

問 2 問 1 の条例に基づく「安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画（計画年度：平成 27～31 年度）」をご存じですか。(○は 1 つだけ)

- 1 知っている
- 2 聞いたことはあるが、詳しい内容はわからない
- 3 知らない

問 3 問 1 の条例に基づき、平成 25 年 10 月 1 日から運用を開始した札幌市独自の「食品等の自主回収報告制度」をご存じですか。(○は 1 つだけ)

- 1 知っている
- 2 聞いたことはあるが、詳しい内容はわからない
- 3 知らない

問 4 問 1 から 3 のいずれかで「3 知らない」と回答した方にうかがいます。

どのように情報発信をすれば、あなたが各制度について知ることができたと思いますか。次の中からあてはまるものにいくつでも○をつけてください。(○はいくつでも)

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 1 札幌市ホームページへの掲載 | 2 札幌市が発行するパンフレットの配布 |
| 3 情報誌での PR | 4 各種イベントでの PR |
| 5 説明会または研修会の開催 | 6 その他 () |

札幌市では、以下のような食品事業者をサポートする取組を行っており、PRボードやロゴマーク等を活用した普及啓発などを行っています。

●食の安全・安心おもてなしの店（おもてなしの店）

「食品衛生優良」の飲食店や対面菓子店などで、食の安全・安心に関する7つの進んだ取組のうち、ひとつ以上を実践している施設を登録し、札幌市がPRする制度です。登録店舗には、右図のPRボードを設置して、各取組をアピールしています。



●さっぽろ食の安全・安心推進協定

食の安全・安心に関する「マイルール」を決めて、札幌市と食品関係事業者・団体に協定を結び、その取組をPRする制度です。



問5 あなたは、「おもてなしの店」を知っていますか。（○は1つだけ）

- 1 制度の内容を知っている
- 2 制度の内容は知らないが、PRボードを見たことがある
- 3 制度の内容を知らないし、PRボードも見なかった

問5-1 **基本情報の「④取得済み許可・登録の種類」について「飲食店営業」または「菓子製造業」と回答した方へ質問です。**

「おもてなしの店」に登録していますか。（○は1つだけ）

- 1 すでに登録している。
- 2 現在検討・申請している
- 3 登録していない

問5-2 **問5-1で「2 現在検討・申請している」と回答した方に質問です。**

おもてなしの店の登録対象となる取組の中で「すでに取り組んでいる」または「すぐに取り組むことができる項目」はありますか、次の中からあてはまるものにもいくつか○をつけてください。

- 1 アレルギーのメニュー表示
- 2 店内の禁煙または完全分煙
- 3 カロリー等の栄養成分のメニュー表示
- 4 外国語メニュー表示
- 5 さっぽろ HACCP 認証
- 6 専門調理師の配置
- 7 「さっぽろとれたてっこ協力店」、「北のめぐみ愛食レストラン」、「麦チェーンサポーター店」への登録

問5-3 **問5-1で「3 登録していない」と回答した方へ質問です。**

今後、「おもてなしの店」に登録してみたいと思いますか。（○は1つだけ）

- 1 登録してみたい
- 2 登録したいと思わない

問5-4 **問5-3で「2 登録したいと思わない」と回答した方に質問です。**

その理由として近いものにもいくつか○をつけてください。

- 1 登録条件を満たしていないため（保健所長表彰等の未受賞、問5-2の取組が未実施）
- 2 制度や手続きがわかりづらいため
- 3 登録するメリットがないため
- 4 知名度が不足しているため
- 5 国や民間の類似制度の方が魅力的なため
- 6 その他（ ）

札幌市では、「食の安全・安心おもてなしの店（おもてなしの店）」の7つの取組のうち、カロリー等の栄養成分のメニュー表示を行う店を『栄養成分表示の店』として登録し、札幌市保健所ホームページに掲載しています。『栄養成分表示の店』では、お店のメニューのエネルギーや塩分等の栄養成分表示を行い、市民の健康な食生活を応援しています。



(7月13日現在1,728店舗)

問6 あなたは、「栄養成分表示の店」を知っていますか。(○は1つだけ)

- 1 知っている
- 2 知らないが、ステッカーは見たことがある
- 3 知らないし、ステッカーも見たことがない

問6-1 登録したいと思いませんか。(○は1つだけ)

- 1 すでに登録している
- 2 現在検討中
- 3 登録したいと思わない

問6-2 問6-1で「3 登録したいと思わない」と回答した方に質問です。

その理由として近いものにいくつでも○をつけてください。

- 1 登録手続きがわかりづらいため
- 2 栄養価計算が難しいため
- 3 栄養成分表示をすることで(カロリー、塩分が高い等)マイナスのイメージにつながるため
- 4 登録するメリットがないため
- 5 その他 ()

問7 あなたは、さっぽろ食の安全・安心推進協定を知っていますか。

- 1 制度の内容を知っている
- 2 制度の内容は知らないが、ロゴマークを見たことがある
- 3 制度の内容を知らないし、ロゴマークも見たことがない

問7-1 今後「協定」に取り組む予定はありますか。(○は1つだけ)

- 1 すでに締結している。
- 2 現在検討・申請している
- 3 今後検討したい
- 4 締結する予定はない

問7-2 問7-1で「4 締結する予定はない」と回答した方に質問です。

その理由として最も近いものに1つだけ○をつけてください。(○は1つだけ)

- 1 締結するメリットがないため
- 2 PRが不足しているため
- 3 制度が良くわからないため
- 4 その他 ()

問8 問5から問7の事業について、どのようなPRを札幌市に希望しますか。(○はいくつでも)

- 1 札幌市ホームページへの掲載
- 2 札幌市が発行するパンフレットの配布
- 3 情報誌でのPR
- 4 さっぽろオータムフェストでのPR
- 5 札幌駅前通地下広場(チカホ)でのPR
- 6 地下鉄電照広告への掲載
- 7 その他 ()

問9 問5から問7の事業に参加している店舗や工場に対して市民がどのような印象を持つと思いますか、次の中からあてはまるものにいくつでも○をつけてください。

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1 安全性について信頼できる | 2 優先的に利用・購入したい |
| 3 おいしそう | 4 厳正な安全性審査を通過している |
| 5 その他 () | 6 特に印象がない |

問10 市民が食品の安全性に関するどの項目に関心があると思いますか、次の中からあてはまるものにいくつでも○をつけてください。

- | | | |
|-----------------|---------------|-----------|
| 1 品質・衛生管理 | 2 食品添加物 | 3 残留農薬 |
| 4 産地表示 | 5 アレルギー表示 | 6 放射性物質 |
| 7 食中毒予防 | 8 賞味期限・消費期限表示 | 9 その他 () |
| 10 食品の安全性に関心がない | | |

問11 食の安全・安心の確保のために、市民がどんなことに取り組んでいると思いますか、次の中からいくつでも○をつけてください。

- | | |
|---|--------------|
| 1 表示に関する必要な知識を身に付け、商品を選択する（購入する） | |
| 2 札幌市のホームページ・広報物を見て、食の安全・安心に関する知識と理解を深める | |
| 3 食の安全・安心に力を入れているお店やメーカーの商品を選択する（利用・購入する） | |
| 4 食の安全・安心に関するイベント等に参加する | |
| 5 その他 () | 6 特に取り組んでいない |

問12 食の安全・安心の確保に関する札幌市の取組について、市民が不足に感じているものは何だと思いますか、次の中からいくつでも○をつけてください。

- | | |
|-----------------------|----------------|
| 1 食中毒対策 | 2 表示の監視 |
| 3 製造所などでの衛生指導 | 4 食品の抜き取り検査 |
| 5 事業者の自主的な衛生管理の推進 | 6 わかりやすい情報の提供 |
| 7 消費者、事業者、行政間の情報・意見交換 | 8 法令違反への厳しい対応 |
| 9 その他 () | 10 不足していることはない |

問13 食の安全・安心の確保に関する食品取扱事業者の取組について、市民が不足に感じているものは何だと思いますか、次の中からいくつでも○をつけてください。

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1 自主的な衛生管理の推進 | 2 消費者、事業者間の情報・意見交換 |
| 3 わかりやすい表示の推進 | 4 食品の自主検査 |
| 5 食の安全・安心を推進していることのPR | 6 その他 () |
| 7 不足していることはない | |

問14 問9から問13のような市民の要望や意見を把握するために行っていることはありますか、次の中からいくつでも○をつけてください。

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1 アンケート・マーケティング調査 | 2 意見交換会の開催 |
| 3 お客様相談センターの設置 | 4 札幌市が実施する事業への協力 |
| 5 同業他社の調査 | 6 利用者モニター制度 |
| 7 その他 () | |

問 15 食の安全・安心の確保に関する食品事業者に対する札幌市の取組について、不足していると思う項目を次の中からいくつでも○をつけてください。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1 店舗・製造所などでの衛生指導 | 2 法令違反への厳しい対応 |
| 3 食品の抜き取り検査 | 4 事業者の自主的な衛生管理の推進 |
| 5 わかりやすい情報の提供 | 6 消費者、事業者、行政間の情報・意見交換 |
| 7 補助金等の費用に係る支援 | 8 事業者向け研修会等の開催 |
| 9 その他 () | 10 不足していることはない |

問 16 あなたが札幌市に情報発信してほしいと思う項目について、次の中から、いくつでも○をつけてください。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1 食中毒に関する情報 | 2 表示制度に関する情報 |
| 3 法令・制度改正に関する情報 | 4 事業者の食の安全・安心の取組 |
| 5 その他 () | 6 情報発信してほしいとは思わない |

問 17 あなたが札幌市の情報発信に使用してほしいと思う方法について、次の中から、いくつでも○をつけてください。

- | | |
|-------------------|------------------------|
| 1 「広報さっぽろ」への定期的掲載 | 2 ホームページへ掲載 |
| 3 メールマガジン配信 | 4 パンフレット配布 |
| 5 食品関係のイベント | 6 SNS（フェイスブック、ツイッターなど） |
| 7 その他 () | |

札幌市では、次のような食の安全・安心を知るための市民参加型事業を行っています。それぞれ出店や見学の受入等について事業者の方にご協力いただいて実施しております。

●食のまち・さっぽろフェスト（1～2月頃に開催予定）

食の安全・安心に関する総合イベントで、チカホなどで開催しています。
事業者の方には、食品販売ブースの出店やパネル展示等でご協力いただいています。

●オータムフェスト等出展事業

さっぽろオータムフェスト等の大型イベントに飲食ブースを設置して出展し、各取組をPRしています。

●市民交流事業（9月頃と3月頃に開催予定）

市民が農園や食品工場等を見学し、事業者と意見交換する機会を設けています。

●子ども食品Gメン体験事業（8月頃と1月頃に開催予定）

親子で食品工場等を見学し、保健所の食品衛生監視員の仕事の一部を体験できます。

●モニター事業

一般公募の市民モニターが消費者目線でスーパー等の衛生状態や表示の調査を行っています。講習会や意見交換の場を設け、食の安全に関する知識を習得いただいています。

上記の市民参加型事業については、以下のホームページをご覧ください。

○安全・安心な食のまち・さっぽろ推進事業（札幌市公式ホームページ）

（URL） <http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/shokumachi.html>



問 18 6 ページに掲載している市民参加型事業について、札幌市へ協力してみたいと思うものにいくつでも○をつけてください。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 食のまち・さっぽろフェスト | 2 オータムフェスト等出展事業 |
| 3 市民交流事業 | 4 子ども食品Gメン体験事業 |
| 5 モニター事業 | 6 事業に協力したいと思わない |

問 18-1 問 18 で「6 事業に協力したいと思わない」と回答した方へ質問です。

その理由として最も近いものに1つだけ○をつけてください。(○は1つだけ)

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 1 協力するメリットがないため | 2 独自で同様の事業を実施しているため |
| 3 各事業が良くわからないため | 4 その他 () |

問 19 札幌市では食関連分野のまちづくりの一環として「食の魅力を生かした産業の高度化」や「魅力あるまちづくりと観光振興の一体的推進」を目指していますが、既に取り組んでいる又は今後取り組みたいと考えている項目に近いものを、次の中から、いくつでも○をつけてください。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1 食品安全に関する国際規格への適合 | 2 海外向け商品の開発 |
| 3 輸出促進、海外向け販路の拡大 | 4 6次産業化の推進 |
| 5 新技術開発の促進 | 6 地産地消の推進 |
| 7 メニュー・商品パッケージの多言語化 | 8 ムスリム対応の商品・メニューの開発 |
| 9 道内イベント、物産展等への出店 | 10 道外イベント、物産展等への出店 |
| 11 広報（広告やCM等）の充実 | 12 自治体との連携 |
| 13 その他 () | 14 取り組みたいと思うことはない |

食品衛生法等の改正に関すること

以下の質問は特定の指示があるもの以外、全ての方にかがいます。

平成 30 年 6 月 13 日に「食品衛生法等の一部を改正する法律」が公布され、以下の項目について改正が予定されています。

- 1 広域的な食中毒事案への対策強化
事業者における検査用保管食品や記録の保存方法についての検討等
- 2 HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化（義務化）
HACCP による衛生管理を全業種に義務化
- 3 特別に注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集
国が指定する成分等を含む食品の健康被害情報の報告を義務化
- 4 国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備
器具・容器包装の規格のポジティブリスト化
- 5 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設
許可範囲及び業種区分の見直し、これまで許可・届出が不要の業種を含む届出制の創設
- 6 食品リコール情報（自主回収情報）の報告制度の創設
リコール情報の自治体等への報告を義務化

問 20 「食品衛生法等の一部を改正する法律」をご存じですか。(○は1つだけ)

- | | |
|---------|-------------------------|
| 1 知っている | 2 聞いたことはあるが、詳しい内容はわからない |
| 3 知らない | |

問 21 「食品衛生法等の一部を改正する法律」では以下の事項について変更・追加が予定されていますが、関心のある項目について、次の中から、いくつでも○をつけてください。

- 1 広域的な食中毒事案への対策強化
- 2 HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化（義務化）
- 3 特別に注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集
- 4 国際統合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備
- 5 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設
- 6 食品リコール情報（自主回収情報）の報告制度の創設
- 7 関心のある項目はない

問 22 問 21 の「1 広域的な食中毒事案への対策強化」については、事業者における検査用保管食品や記録の保存方法についての検討等を行う予定ですが、あなたの店舗・工場・事務所で保管している記録類について、次の中から、いくつでも○をつけてください。

- | | |
|--|----------------|
| 1 原材料の仕入れに係る記録（仕入元、仕入日、製品名、原産地、ロット、数量など） | |
| 2 原材料及び食品の保管に係る記録（保管日、保管場所、保管温度など） | |
| 3 食品の調理、加工、製造に係る記録（作業日、作業者、加熱及び冷却状況など） | |
| 4 清掃に係る記録 | 5 廃棄に係る記録 |
| 6 従業員の健康状況に係る記録（健康状況、検便など） | |
| 7 検査用食品（食品ごと 50g 程度、-20℃以下で2週間以上） | |
| 8 健康被害の申し出に係る記録 | |
| 9 その他（ ） | 10 必要な記録がわからない |

問 23 問 21 の「2 HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化（義務化）」については、制度化された場合には全業種で HACCP が義務化されますが、あなたの店舗・工場・事務所で準備している項目について、次の中から、いくつでも○をつけてください。

- | | |
|---|-------------------|
| 1 既に HACCP による衛生管理を導入しており、制度化への準備が完了している。 | |
| 2 HACCP 専門チーム・部門の創設 | |
| 3 食品衛生コンサルティング事業者へのコンサルティング実施 | |
| 4 事業者向け講習会・研修会への参加 | |
| 5 衛生管理計画の作成 | |
| 6 食品等事業者団体による衛生管理計画手引書の入手 | |
| 7 その他（ ） | 8 何を準備すればよいかわからない |

問 24 問 21 の「2 HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化（義務化）」について、制度化された場合には全業種で HACCP が義務化されますが、あなたの店舗・工場が抱える問題について、次の中から、いくつでも○をつけてください。

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| 1 施設・設備の老朽化（設備投資が難しい） | 2 新たな取組を行う時間がない |
| 3 人材が不足している | 4 人材教育が難しい |
| 5 導入後のランニングコストがかかる | 6 その他（ ） |
| 7 問題は抱えていない | 8 何が問題かがわからない |

問 25 問 21 の「2 HACCP (ハサップ) に沿った衛生管理の制度化 (義務化)」について、制度化された場合には、「衛生管理計画の作成」が必要となりますが、活用しているツールについて、次の中から、いくつでも○をつけてください。

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 1 厚生労働省ホームページの「手引書」 | 2 厚生労働省ホームページの「動画」 |
| 2 HACCP 自主点検票・確認票 | 4 地域連携 HACCP 導入実証事業 |
| 3 業界団体の手引書 | 5 自社 (自店) の独自ツールを活用 |
| 6 その他 () | 7 活用できるツールがあることを知らない |
| 8 衛生管理計画を知らない | |

札幌市では、HACCP の考え方に基づく認証・評価制度を実施しています。

●さっぽろ HACCP

高度な衛生管理手法である HACCP (ハサップ) に取り組む施設を認証、評価する札幌市独自の制度です。

札幌市食品衛生管理認証制度 (旧しょくまる) と札幌市 HACCP 型衛生管理導入評価制度を総称して「さっぽろ HACCP」と呼んでいます。

ロゴマークを活用し、認証、評価を受けた施設やその取組をイベントや雑誌等により積極的に PR しています。



問 26 あなたは、「さっぽろ HACCP」を知っていますか。

- | |
|-----------------------------|
| 1 制度の内容を知っている |
| 2 制度の内容は知らないが、ロゴマークを見たことがある |
| 3 制度の内容を知らないし、ロゴマークも見なかった |

問 27 問 21 の「2 HACCP (ハサップ) に沿った衛生管理の制度化 (義務化)」について、HACCP 導入の手段として、「さっぽろ HACCP」に取り組む予定はありますか。(○は1つだけ)

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1 すでに認証・評価を受けている。 | 2 現在検討・申請している |
| 3 今後検討したい | 4 取り組む予定はない |

問 27-1 問 27 で「4 取り組む予定はない」と回答した方に質問です。

その理由として最も近いものに1つだけ○をつけてください。(○は1つだけ)

- | | |
|----------------|------------------|
| 1 法律で義務化されるため | 2 他の認証制度を活用したいため |
| 3 独自で取り組みできるため | 4 金銭的負担が大きいため |
| 5 メリットを感じない | 6 その他 () |

問 27-2 問 27-1 で「2 他の認証制度を活用したいため」と回答した方に質問です。

活用したいと考えている認証制度について、次の中から、いくつでも○をつけてください。

- | | |
|----------------|------------------|
| 1 ISO22000 | 2 FSSC22000 |
| 3 AIB 食品安全システム | 4 SQF |
| 5 JFS 規格 | 6 業界団体の HACCP 認証 |
| 7 その他 () | |

問 28 問 21 の「5 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設」について、許可範囲や業種区分の見直しの他、電子申請システムの導入が予定されていますが、あなたの店舗・工場又は事務所のインターネットの接続環境について、次の中から、いくつでも○をつけてください。

- | | |
|----------------------|------------------|
| 1 パソコン (Windows) で接続 | 2 パソコン (Mac) で接続 |
| 3 パソコン (その他 OS) で接続 | 4 独自システムで接続 |
| 5 スマートフォン・タブレットで接続 | 6 携帯電話で接続 |
| 7 インターネットに接続していない | 8 その他 () |

問 29 問 21 の「5 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設」について、電子申請システムが導入された場合、以下のような事務手順が想定されますが、あなたは電子申請システムを利用したいと思いますか、次の中から、一つだけ○をつけてください。(○は1つだけ)

<想定される事務手順>

①電子申請システム(国)に必要事項を入力→②所管保健所に手数料を納入→③所管保健所と許可検査日時について調整→④所管保健所の立入検査→⑤所管保健所から許可された旨の連絡→⑥許可証の受領

- | | |
|---------|--------------|
| 1 利用したい | 2 利用したいと思わない |
|---------|--------------|

問 29-1 問 29 で「1 利用したい」と回答した方に質問です。

利用時に希望する要件として近いものを、次の中から、いくつでも○をつけてください。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1 操作マニュアルの完備 | 2 各種申請の 24 時間受付 |
| 3 手数料のクレジットカード払い対応 | 4 手数料の口座振り込み対応 |
| 5 平面図や設備一覧等のオンライン化 | 6 立入検査日程調整のオンライン化 |
| 7 許可証の電子データ化 | 8 その他 () |

問 29-2 問 29 で「2 利用したいと思わない」と回答した方に質問です。

その理由として近いものを、次の中から、いくつでも○をつけてください。

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1 インターネットに接続していないため | 2 窓口で相談しながら申請したいため |
| 3 システムの操作が難しそうのため | 4 問い合わせ先が複数になるため |
| 5 不正データアクセスが怖い | 6 その他 () |

問 30 問 21 の「6 食品リコール情報(自主回収情報)の報告制度の創設」について、報告制度が創設された場合には、リコール情報を自治体等へ報告する必要がありますが、自主回収を行った際に行っている事項について、次の中から、いくつでも○をつけてください。

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1 自社ホームページでの公表 | 2 札幌市への報告・公表 |
| 3 民間ホームページでの公表 | 4 各取引先への連絡 |
| 5 店頭告知 | 6 報道機関への情報提供 |
| 7 新聞社の社告等による告知 | 8 その他 () |
| 9 何をすれば良いかわからない | 10 リコールしたことがない |

健康増進法の改正に関すること

以下の質問は特定の指示があるもの以外、全ての方に向かってあります。

現在国では「健康増進法の一部を改正する法律」について、以下の趣旨に基づく改正が予定されています。

- 1 「望まない受動喫煙」をなくす
屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにする。
- 2 受動喫煙による健康影響が大きい子ども・患者等に特に配慮
20歳未満の者、患者等が主たる利用者となる施設や屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。
- 3 施設の類型ごとに対策を実施
施設の類型・場所ごとに、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

問 31 「健康増進法の一部を改正する法律」をご存じですか。(○は1つだけ)

- 1 知っている
- 2 聞いたことはあるが、詳しい内容はわからない
- 3 知らない

問 32 現在の店舗の禁煙・分煙状況について、次の中から、一つだけ○をつけてください。(○は1つだけ)

- 1 禁煙
- 2 完全分煙（仕切り壁あり）
- 3 エリア分煙（仕切り壁がなく禁煙席にも煙が流れる可能性がある）
- 4 時間により喫煙と禁煙をわけている
- 5 喫煙可能
- 6 その他（)

問 33 健康増進法の一部を改正する法律をうけ、店舗・事業所の禁煙・分煙状況について今後見直す予定はありますか。次の中からあてはまるものに○をつけてください。

- 1 ない
- 2 ある（具体的に)
- 3 未定

調査は以上で終了です。長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。

記入されました調査票は、お手数ですが、同封の返信用封筒に入れ、無記名のまま切手を貼らずに平成30年8月●日(●)までに、郵便ポストへ投函してください。

【お問い合わせ先】 札幌市保健所食の安全推進課
担当 川西、大久保 ☎ 622-5170 まで